都 市 戦 略 整 備 委 員 会 記 録（Ｎｏ．２７）

１　日　　時　　令和８年６月１０日（水）
午前１０時００分　開会
午前１０時０７分　閉会

２　場　　所　　第２委員会室

３　出席委員（９人）

委員長	森　結実子	副委員長	中島隆治
委員	佐藤栄作	委員	田仲常郎
委員	片山　尹	委員	成重正丈
委員	山﨑英樹	委員	山内涼成
委員	井上純子		

４　欠席委員（０人）

５　出席説明員

技術監理局長	石川達郎	技術部長	中原康裕
都市整備局長	南　孝昌	総務用地部長	井上尚子
道路部長	竹島久美	長寿命化対策課長	川原俊一

外　関係職員

６　事務局職員

委員係長	花岡優子	書記	小野佳奈子

７　付議事件及び会議結果

番号	付　　議　　事　　件	会　議　結　果
1	審査日程について	10日は議案の審査、11日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第73号　若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（６－２）請負契約の一部変更について	議案の審査を行った。
3	議案第74号　市道路線の認定、変更及び廃止について	

８　会議の経過

○委員長（森結実子君）それでは、開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり２件であります。審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第73号及び74号の以上２件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。技術部長。

○技術部長　着座のまま御説明させていただきます。本日御審議いただきます技術監理局関係議案は、工事請負契約の一部変更議案１件でございます。

この議案は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条に基づき、議会の議決に付さなければならない工事の請負契約に関するものでございます。

議案書では72ページから73ページまででございますが、タブレット配付資料により説明させていただきます。

資料を御覧ください。議案第73号、若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（６－２）請負契約の一部変更についてでございます。

この工事は、長寿命化事業の一環としまして、令和７年２月議会で当初契約の御承認をいただき､その後令和７年12月議会で140日間の工期延期について一部変更の御承認をいただいているものでございます。

今回の請負契約の主な変更理由でございます。まず、工事着手に当たりまして、つり足場設

置後に､橋の鋼部材の腐食損傷等が新たに確認されたための補修工事による増額でございます。

その他、現地精査に伴う塗り替え塗装面積の数量変更による増額、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく新たな労務単価の適用による増額を行うものでございます。

以上の理由によりまして、契約金額を５億2,494万2,000円から3,190万9,900円増額をしまして、５億5,685万1,900円に変更するものでございます。

以上で技術監理局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○委員長（森結実子君）総務用地部長。

○総務用地部長　続きまして、都市整備局の所管議案について説明いたします。着座の上、説明させていただきます。

御審議いただきます議案は一般議案１件です。議案第74号、市道路線の認定、変更及び廃止について、令和８年６月北九州市議会定例会議案書により説明いたします。

タブレットの76ページをお願いします。この議案は、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定により、市道路線の認定、変更及び廃止を行うものです。

次のページをお願いします。まず、新たに市道として路線を認定するものは、小倉北区の寿山町13号線など27路線です。

次のページをお願いします。路線を変更するものは、小倉南区の沼本町31号線など３路線です。

次のページをお願いします。路線を廃止するものは、小倉南区の沼本町82号線１路線です。

一般議案の説明は以上です。

以上で都市整備局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長（森結実子君）これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君）すみません。ちょっと１点確認させてください。

若戸大橋でありますけれども、これは塗装工事をするに当たって、色を剥がす段階で発生した事案だと理解しているんですけれども、剥がした後に地が出てきて、その地に対して損傷、亀裂等が見つかったという理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（森結実子君）長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長　変更の内容につきましてのお尋ねでございます。

今、山内委員がおっしゃられたとおり、塗装工事に着手して塗装を剥がした後に鋼、鉄の部分に損傷が確認されたということで、その損傷の補修を変更で計上しております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）今まで重ね塗りで、６層ぐらい重ねていたわけですよね。それを剥がしてみたら、そういうケースがあったということは、ほかにもあることが考えられるということなのかな。

○委員長（森結実子君）長寿命化対策課長。

○長寿命化対策課長　今後も塗り替え工事を進めてまいりますが、委員御指摘のとおり、今後もそういった塗り替えされた塗装を剥がした後に損傷が確認されるということは、少なからずあるのではないかなと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君）山内委員。

○委員（山内涼成君）今度大規模に剥がした上で、特殊な塗り方をするということと聞いていますけれども、かなり大事な工事になると思いますので、ぜひ徹底してやってほしいなと思います。よろしくお願いします。以上。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。

よろしいですか。なければ、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

都市戦略整備委員会　委 員 長　　森　　結実子　　㊞